

## 竹田市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、景観や生活環境に影響を与える可能性の高い一定規模以上の発電設備の設置について、届出の対象、事業者の配慮事項、事業の周知等の規定を設け、発電設備の適正な設置を誘導することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)第2条第4項に規定する設備をいう。ただし、建築物等に設置するものを除く。
- (2) 事業とは、発電設備を設置等する行為をいう。
- (3) 事業者とは、事業を行う者、発電設備の権利を有する者及び土地所有者等をいう。
- (4) 近接関係者とは、発電設備を設置する土地の周辺に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びに生活環境面で影響が考えられる者をいう。
- (5) 事業区域面積とは、第2号の事業を行う敷地面積をいう。

### (適用区域)

第3条 竹田市内全域を対象とする。

2 隣接の自治体において発電設備の設置等を行う場合においても、本市に影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、本要綱の適用を要請する。

### (適用を受ける事業)

第4条 この要綱の適用を受ける事業は、次の各号のいずれかに該当する発電設備(送電に係る鉄塔等を除く。)の設置とする。

- (1) 太陽光を利用した発電設備(50kW以上又は事業区域面積が1,000㎡以上のもの。ただし、同一事業者が同じ又は隣接する土地に発電設備を設置する場合は、その合計kW数又は合計事業区域面積とする。)
- (2) 風力を利用した発電設備(20kW以上のもの又は支柱高が13m以上のもの。)
- (3) 小水力を利用した発電設備(20kW以上のもの。)
- (4) バイオマスを利用した発電設備及び熱利用設備(設備面積が100㎡以上

のもの。)

(5) その他の再生可能エネルギー発電設備(設備面積が100㎡以上のもの。)

(事業者の配慮事項)

第5条 事業者は、別表第1に掲げる事項について配慮するものとする。

(事業の周知)

第6条 事業者は、次の各号に掲げる事項に沿って、事業の周知を図るものとする。

(1) 事業者は、事業に着手する日の60日以上前から事業が完了する日まで、事業内容の概要を記載した周知看板を敷地内の見やすい場所に掲示するものとする。

(2) 事業者は、事業に関する近接関係者に対して、事業の内容について周知するものとする。

(3) 事業者は、周知を図る方法として、近接関係者に対する事業説明会の開催、もしくは戸別訪問を実施するものとする。

(4) 事業者は、第3号の規定による説明会等を行ったときは、説明会等実施報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(事業計画の届出)

第7条 事業者は、事業に着手する日の60日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書(様式第2号。以下「計画書」という。)及び誓約書(様式第3号)を市長に2部提出するものとする。

(事業計画変更の届出)

第8条 事業者は、前条の規定により提出した計画書の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置変更届出書(様式第4号)を市長に2部提出するものとする。

(事業の取りやめ)

第9条 第7条又は前条の届出をした事業者が、事業を取りやめようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の取りやめ届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(事業完了の届出)

第10条 事業者は、事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の事業完了届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

( 発電設備の廃止 )

第 1 1 条 事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書 ( 様式第 7 号 ) を市長に提出するものとする。

( 事前確認 )

第 1 2 条 事業者は、事業を行うときは関連する法令等について、別表第 2 に基づき、所管担当課に確認、届出等を行うものとする。

( その他 )

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年 6 月 1 日から適用する。